

## 伊達市立図書館運営基本方針(案)に対する意見募集結果



伊達市では、市民参加条例第9条に基づき、より多くの市民の皆さんの意見を参考にするため、伊達市立図書館運営基本方針(案)に対する意見(パブリックコメント)を募集しました。

意見募集期間中、この案件に対して1人の方から1件の意見提出がありました。

これらの意見に対する市としての考え方を下記のとおり公表します。

意見募集の結果	<a href="#">伊達市立図書館運営基本方針(案)に対する意見募集結果</a> (PDF: 73KB)
---------	--

### 意見募集の概要

意見募集の案件	伊達市立図書館運営基本方針(案)について
意見募集の内容	<p>人口の減少とともに少子高齢化が進む中、市民一人ひとりが心豊かな生活を送るためには、生涯にわたり生きがいを持って活躍できる「学びの場」づくりは欠かせません。</p> <p>図書館はそのための拠点の一つとして大きな役割を持っており、市民が幅広く利活用する機能のほか、それぞれの年代に応じた読書活動や知的好奇心に応え、来館する様々な人々を緩やかに結びつける機能も必要とされています。</p> <p>この度、これらの機能を効果的・効率的に推進するため、読書に関係する団体等からの意見を基に、図書館運営の基本的な方針を定めた「伊達市立図書館運営基本方針」を作成しましたので、この(案)についての意見を市民の皆様から募集します。</p> <p><b>関係資料</b></p> <p><a href="#">伊達市立図書館運営基本方針(案)</a>(PDF: 2.71MB)</p>
意見募集の期間	平成30年7月11日(水曜日)から8月9日(木曜日)(30日間)